

令和6年第3回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年3月5日 開会

令和6年3月5日 閉会

令和6年第3回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月5日（火）午後3時30分

場 所 山武市役所 第6会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (5) 令和5年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第8 議案第5号 令和5年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和6年3月5日 山武市農業委員会 会長 齊藤 茂

◎開会

議長

これから、令和6年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
欠席委員は、議席番号4番小川委員です。
お諮りいたします。
日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号2番小山委員及び議席番号3番雲地委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに、地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第1号の申請番号1について説明いたします。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。譲受人と譲渡人はおいとお婆の関係であり、譲渡人は相続で取得した畑ですが、管理を譲受人に任せており、現在は育苗ハウスとして使っております。高齢にもなり、おいに贈与するというので今回の申請になりました。

地元としては、問題ないかと思います。

よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号1番井野委員に求めます。

井野委員

議席番号1番、井野です。ただいまの齋藤推進委員の説明のとおり、地元としては問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津でございます。
申請番号2について御説明いたします。

こちらの申請は、売買による所有権の移転です。譲渡人は、現在遠方に住んでおり、管理するのに大変困っているということで、古くからこちらに住んでおられる譲受人に売買をお願いし、引き取ってもらうこととなったそうです。

申請地を見てまいりましたが、問題はないかと思われますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に求めます。

廣口委員

議席番号5番の廣口です。

ただいま川津推進委員のほうから説明があったとおりであります。
私も現地を見てまいりましたが、何ら問題ございません。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。

以上、御審議、よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3は、事務局から報告があったとおり取り下げられております。
申請番号4の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

議案第1号の申請番号4について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人は、自宅から申請地が遠いということで、知り合いだった譲受人との申請になります。譲受人は、今まで農業関係の会社に勤めていまして、退職して新規に農業を始めたいということです。この申請地におきまして、アカシア、ユーカリを栽培する計画だそうです。

申請地が、ごみの不法投棄がひどかったので、毎日千葉から通って片づけているということでした。先日、現地を確認してまいりましたが、耕作には問題がないくらいきれいになっていました。

何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

申請番号5番について御説明いたします。

贈与による所有権移転になります。譲渡人は自宅から遠方であり管理できないということで、また、譲受人は自宅から近く、利便性がよいからということで、地元としては何の問題もありません。

よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号 10 番、高宮です。
川島推進委員の説明のとおりで、何ら問題はないと思われま
す。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許
可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第 1 号申請番号 5 を許可することに御異議の
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 6 の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員、川島です。
申請番号 6 番について御説明いたします。
こちらは売買による所有権移転になります。譲渡人は高齢であり、
耕作できないため、また、譲受人は自宅の耕作地に近く、利便性がよ
いためということです。
よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号10番、高宮です。
川島推進委員の説明のとおりでございます。何ら問題ないと思いません。
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号7の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号7について説明します。
売買による所有権の移転です。譲渡人は高齢で管理が難しくなってきたため、経営を縮小したいということです。先日、譲受人のほうに話を伺いました。自身が耕作している農地の隣接地であり、利便性がよく、この畑で人参を作付けしたいということで話がまとまり、申請となりました。きれいに管理されています。
特に問題はないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員に求めます。

石橋委員 議席番号15番、石橋です。
ただいまの高宮推進委員さん御説明のとおりです。問題はないと思われまます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議よろしくお願ひします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。
申請番号8について説明します。
譲受人と譲渡人は親戚関係でありまして、今まで、譲渡人が管理をしていた畑です。先日現地を確認してきました。現況は家庭菜園に近いものだと思いますけども、きれいに管理されています。
特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。
ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりです。問題はないと思われます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号9の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。
申請番号9について御説明いたします。
譲渡人は高齢のため、農地の整理のために、譲受人に売買で所有権を移転するという事です。
先だって現地を見てきましたけども、枯草が大分あって、譲受人がこれからちゃんと管理してくれると近隣のほうでも助かると思います。
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員に求めます。

中山委員 議席番号11番の中山でございます。
古谷推進委員のほうから話がありましたとおり、特段、差し障りは認められませんでした。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号10の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

- 鈴木推進委員** 地区担当推進委員の鈴木でございます。
申請番号10番について説明します。
使用貸借権の設定の案件でございます。この畑ですが、現在、私の借りている田んぼのすぐ隣でして、きれいに耕作がされております。多分、前作がネギだったので今回もネギだと思っておりますが、前作は、出荷は全然されておりませんでした。それでも畑のほうはきれいに管理されて、今もきれいになっておりますので、何ら問題はないと思われれますので、よろしく願いいたします。
- 議長** 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員に求めます。
- 増田委員** 議席番号8番、増田です。
ただいま鈴木推進委員さんから説明のありましたとおりです。現地を私も確認してまいりましたけれども、特に問題はないと思われれます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議をよろしく願いいたします。
- 議長** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号10を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号11の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。
- 山下推進委員** 地区担当推進委員の山下です。
申請番号11について説明します。
譲受人ですが、東京から沖渡まで通いなんですけども、田んぼでもち米を作って福祉事業のほうに充てたいと意気込んでおります。また、譲渡人の方は、休耕田を活用してくれて、こんなにうれしいことはな

いとおっしゃっていました。
地元としては何も問題ありません。
よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員 議席番号7番、高野です。
今、山下推進委員から説明のあったとおり、東京のほうからわざわざ山武のほうまで来て米を作って、面積的には大した面積じゃないんですけど、どんなふうにできるか分かりませんが、荒らしておくよりいいと思いますので、よろしくお願いします。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号11を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号12、13及び14は、区分地上権設定の申請であり、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてに関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号12、13及び14は、日程第6において審議することにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号12、13及び14は、日程第6において審議いたします。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。
今事務局のほうから説明があったとおりで、何ら問題もなく、柿を作られています、きれいに管理されていて、問題はないことと思います。
私のほうからは以上です。
よろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 議席番号7番、高野です。
先日、事務局と該当農地を見てきました。柿を作っていて、管理もちゃんとしてきれいになっています。柿を販売できる段階まで育成できるのかが今後のポイントになるかと思われま。また、一時的な利用であることから、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われま。よろしく願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めま。採決いたします。本件を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めま。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。
申請番号2について説明いたします。
これは先代が、以前から進入路としてアスファルトを敷いて自宅への出入口に使っていたそうですけども、自宅を建て直すにあたり、今後も進入路として使うには農地のままでは建築申請が通らないということで申請が出ました。
よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 議席番号7番、高野です。
今、古谷推進委員が説明しましたとおり、本件は、第2種農地への進入路の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺の農地への影響において問題ないと思われます。
したがって、許可相当と思われますので、よろしくお願ひします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

本議案は、日程第4において、議案第1号の申請番号12、13及び14と併せて審議することとしております。

議案第1号の申請番号12及び本議案の申請番号1について、事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第3号、申請番号1について説明します。
この申請は、令和4年11月に許可を受けた内容の一部を変更して、その内容の承認を得ることを目的とした申請となります。
パネルの規格が変わって、そのパネルを支える支柱の数及びパワーコンディショナーの数が変更になっていますけれども、当初の計画と同等以上の出力は保てるということでした。
また、下部では、サカキを栽培しております。
特に問題はないと思われます。
よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員に求めます。

藤田委員 議席番号14番の藤田です。
ただいま、ほぼほぼ説明いただきましたけど、特段問題はないと思われます。この農園の管理については、今朝も見てきましたけど、きれいになっておりました。あんまりであれば、この場で一言申し上げようと思ったけど、きれいになっておりました。

申請地の周辺農地に対して、特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項のただし書に該当するため、許可要件を満たしております。よろしく審議のほど、お願いします。

議長 補足説明が終わりました。
現地調査の報告を鈴木委員に求めます。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木です。
現地調査に行ってみましたが、何ら問題ないと思われ
ます。
一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行
令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われま
す。
よろしく御審議お願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決に移ります。
議案第1号、3条許可申請の申請番号12を採決いたします。
この案件は、本議案の申請番号1と同時に許可することが妥当であ
る案件でございます。
お諮りいたします。議案第1号の申請番号12は、議案第4号の申請
番号1と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の申請番号12は、議案第4号の申請番号
1と同じ日付で許可することに決定いたしました。
続いて、本議案の申請番号1についてお諮りいたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方
の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた
しました。

議案第1号の申請番号13及び本議案の申請番号2について、事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。
議案第3号、申請番号2について説明をいたします。
先日、現地確認をまいりました。この申請は、令和4年11月に許可を受けた内容の一部を変更し、パネルの規格やパワーコンディショナーの数の変更などによって、計画が当初の計画と同等以上の出力を保てるということでございます。
また、パネルの下にはサカキが栽培されております。
きれいに耕作されておまして、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号8番、増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。
ただいま鈴木推進委員さんからお話がありまして、現地につきましても、特段問題がないと思われまます。
この申請について申し上げます。申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項のただし書に該当するため、許可要件を満たしております。

議長

補足説明が終わりました。
現地調査の報告を鈴木委員に求めます。

鈴木委員

議席番号13番、鈴木です。
推進委員の鈴木さんの説明のとおりでございます。
問題ないと思われまます。
また、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地

法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため、許可相当と思われます。
御審議よろしくお願ひします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決に移ります。
議案第 1 号、3 条許可申請の申請番号 13 を採決いたします。
この案件は、本議案の申請番号 2 と同時に許可することが妥当である案件でございます。
お諮りいたします。議案第 1 号の申請番号 13 は、議案第 4 号の申請番号 2 と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 1 号の申請番号 13 は、議案第 4 号の申請番号 2 と同じ日付で許可することに決定いたしました。
続いて、本議案の申請番号 2 についてお諮りいたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
議案第 1 号の申請番号 14 及び本議案の申請番号 3 について、事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員、川島です。
議案第 3 号、申請番号 3 について説明します。
先日、現地確認をまいりました。この申請は、令和 4 年の 12 月

末に許可を受けた内容の一部を変更し、その内容の承認を得ることを目的とした申請です。

パネルの規格や枚数が変更になっていますが、当初の規格と同等以上の出力を保てるということです。

また、下部ではサカキを耕作しております。

特に問題ないと思われます。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求めます。

高宮委員

議席番号 10 番、高宮です。

川島推進委員の説明のとおりでありまして、サカキはしっかりと耕作されております。

申請地の周辺農地に対して特段の支障はないと考え、農地法第 3 条第 2 項のただし書に該当するため、許可要件を満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

補足説明が終わりました。

現地調査の報告を鈴木委員に求めます。

鈴木委員

議席番号 13 番、鈴木です。

推進委員さん、農業委員さんの説明のとおりでございます。

一時的な転用であり、農地法第 5 条第 2 項及び農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため、許可相当と思われます。

よろしく申し上げます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議案第 1 号、3 条許可申請の申請番号 14 を採決いたします。

この案件は、本議案の申請番号 3 と同時に許可することが妥当である案件でございます。

お諮りいたします。議案第1号の申請番号14は、議案第4号の申請番号3と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の申請番号14は、議案第4号、申請番号3と同じ日付で許可することに決定いたしました。

続いて、本議案の申請番号3についてお諮りいたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。

議案第4号の申請番号1について説明いたします。

先日、現地確認してまいりました。申請地は、以前は田んぼでしたが、周辺の開発が進んだ際に用水が引けなくなり、仕方なく土を入れ、畑として管理してきた場所です。

国道沿いの土地であり、段差があるため、直接国道から乗り入れるのは難しいですが、商業的に問題ない場所だと思われます。

地元としても、周辺に耕作中の農地がないため、特に問題ないかと思われま

す。よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 議席番号7番、高野です。
今説明がありましたように、現地を見てきましたけど、本当に住宅地の中にこの一画がぽつんと残っていて、国道沿いということです。
本件は、第3種農地での貸し店舗の建設であり、周辺農地への影響において問題ないと思われます。したがって許可相当と思われますので、よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。
本件を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、令和5年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
利用権設定等個人別明細の番号8及び9は、議席番号5番廣口委員に関する案件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。
このことから、審議の方法についてお諮りいたします。番号1から7まで、並びに10、11号及び12を一括して審議し、その後、廣口委員の案件である番号8及び9を審議することとしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は、番号1から7まで、並びに番号10、11及び12を一括審議とし、その後、番号8及び9を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

番号1から7まで、並びに番号10、11及び12を採決いたします。

本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

申請番号8及び9について審議をいたします。

議席番号5番、廣口委員の退室を求めます。

(廣口委員 退室)

議長

申請番号8及び9を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

廣口委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(廣口委員 入室)

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は、一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号1の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。
番号1について説明いたします。
本件は更新でございます。主に田んぼと、それから肉牛の飼育を家族4人で行っております。
田んぼのほうは、食料米と、この家畜の飼料ということで、畑のほうは、飼料を生産しているようです。
家族4人のほか、定期的に従業員も二、三人雇って営んでいる様子です。全く問題ございません。
よろしく願いいたします。

議長 番号2の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。
番号2について説明いたします。
更新です。露地野菜でありまして、スイカ、人参を夫婦で経営しております。
特に問題ございませんので、よろしく願いします。

議長 番号3及び4の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。

番号3について説明します。

更新です。人参、ジャガイモ、水稻等を、機械化を一生懸命やりながら、地域の中心となって行っておりますので、よろしく願います。

また、番号4ですが、更新です。

複合経営で、スイカ、レタス、里芋を有機栽培を行って、組織の中心としても活動なさっております。

よろしく願います。

議長

番号5の説明を地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

戸村推進委員

担当地区推進委員の戸村といいます。

今回、これも更新でございます。水稻1本で、大型化されていまして、大分機械なんかも大型を入れて作業効率をよくやっているなど感心して見ているところです。

よろしく願います。

以上です。

議長

番号6の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

番号6の説明いたします。

水稻です。家族6人で経営しております。

地区としては何ら問題ありません。

どうかよろしく願います。

議長

番号7の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

申請番号7番について説明させていただきます。

こちらは水稻とイチゴによる複合経営です。

地区の中ではまだ若手で、これから地区の農業を担っていく存在だと思っておりますので、よろしく願います。

議長

番号8の説明を隣接地区推進委員の古谷委員に求めます。

古谷推進委員 隣接地区推進委員の古谷です。
番号8について御説明いたします。
申請者は更新で、水稻専門で、今、地域のリーダー的存在として家族4人で頑張っております。
よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。
予定された日程は終了しましたが、机上に配付したとおり、追加案件の提出がありましたので、これを受理いたしました。
これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を追加日程第1として、また、協議を追加日程第2として議題に追加いたします。

◎議案第7号

議長 追加日程第1、議案第7号、令和6年度山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。本件について原案のとおり決定することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については原案のとおり決定いたしました。

◎協議

議長

追加日程第2、協議、山武市地域農業経営基盤強化促進計画検討委員の選出についてを議題といたします。

事務局に協議事項の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

本件の委員会は、山武市人・農地プラン検討委員会を基に、地域計画の策定を目指す委員会でございます。よって、推薦する委員は、人・農地プラン検討委員会と同様に、会長、職務代理、前会長及び中立委員とし、私、齊藤、高野委員、井野委員及び川島委員の4名を推薦したいと思いますが、御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

お諮りいたします。山武市地域農業経営基盤強化促進計画検討会の委員は、会長、齊藤、職務代理、高野委員、前会長、井野委員及び中立委員、川島委員の4名を推薦することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

山武市地域農業経営基盤強化促進計画検討会の委員は、会長、齊藤、職務代理者、高野委員、前会長、井野委員及び中立委員、川島委員の4名を推薦することといたします。

以上で、本日予定していた議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様から御意見がありますでしょうか。

◎閉 会

議長

意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。